社会医療法人社団埼玉巨樹の会行動計画

誰もがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たす一方で、子育て・介護の時間や家庭、地域、自己啓発等にかかる個人の時間を持てる健康で豊かな生活ができるよう仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を図ることが社会の流れになっています。

そこで当法人では、職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定します。

１．計画期間　令和２年　４月１日～令和４年　３月31日までの　２年間

２．内容

☆目標１：産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除など制度の周知や情報提供を行う。

＜対策＞

●令和２年４月～　雇用保険法に基づく諸制度の調査

●令和２年６月～　制度に関するパンフレットを作成し社員に配布

☆目標２：男性職員を含む全職員が育児休業等を取得しやすい環境作りのため、管理職の研修を行う。

＜対策＞

●令和２年　４月～　アンケート調査による実態把握

●令和２年　７月～　研修内容の検討

●令和２年　９月～　研修会の開催

☆目標３：令和４年３月までに年次有給休暇の取得日数を、一人当たり平均年間６日以上とする。

＜対策＞

●令和２年　４月～　全職員の年次有給取得状況を毎月確認、報告システム構築

●令和２年10月～　全職員の年次有給休暇取得状況の中間確認

●令和３年　４月～　全職員の前年度有給取得状況についての報告

※当法人では全職員に対する女性職員の割合は65%となっております。

社会医療法人社団埼玉巨樹の会